

長浜市社会福祉協議会広報誌「ながはま社協だより」デザイン業務
企画提案方式による随意契約実施要領

1. 目的

本要領は、長浜市社会福祉協議会広報誌「ながはま社協だより」デザイン業務委託事業者の選定にあたり、企画提案方式による随意契約の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業 務 名

長浜市社会福祉協議会広報誌「ながはま社協だより」デザイン業務

(2) 業 務 の 内 容

別紙仕様書のとおり

(3) 委 託 期 間

契約締結日の翌日から2021年3月31日までとする。

(4) 契約上限金額 金450,000円(税込)とする。

注) 企画提案書で示された見積金額が契約上限金額を超えている提案は、失格とする。

3. 参加資格要件

この企画提案方式による随意契約に参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団およびそれらの利益になる活動を行う者でないこと。

(4) 本件に類似する事業の業務実績があること。

(5) 仕様書を満たす実務担当者を本業務に配置できること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 期 限 令和2年4月20日(月)正午まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書により、郵送またはFAXで提出してください。

注) 上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しません。

(3) 提 出 先 長浜市社会福祉協議会 地域福祉課

〒526-0037

滋賀県長浜市高田町12-34 さざなみタウンながはま文化福祉プラザ3階

電話番号 0749-62-1804 FAX番号 0749-64-2240

(4) 回答方法 郵送またはFAXにて参加依頼者全員に回答します。

5. 参加表明書及び企画提案書等の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数(1部)

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第2号)
- ③ 業務実績調書(様式第3号)
- ④ 業務の実施体制(様式第4号)
- ⑤ 配置予定従事者調書(様式第5号の1及び様式第5号の2)

(2) 企画提案に必要な書類及び提出部数(1部)

- ① 企画提案書(様式第6号)
- ② 課題に対する企画提案(任意様式) 原本1部、副本1部
- ③ 再委託調書(様式第7号) 注)再委託する場合のみ
- ④ 見積書(任意様式)

(3) 必要書類の提出

- ① 提出期限 令和2年5月15日(金) 正午まで(必着)
- ② 提出場所 長浜市社会福祉協議会 地域福祉課
〒526-0037
滋賀県長浜市高田町12-34 さざなみタウンながはま文化福祉プラザ3階
- ③ 提出方法 持参又は郵送
注) 郵送の場合は配達日時及び配達されたことを証明できる方法によること。

6. 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

- ① 審査の対象者 参加表明書(様式第1号)及び付属資料(様式第)を期限内に提出した者
- ② 審査内容 参加要件を充足しているか否か
- ③ 審査結果の通知 令和2年5月下旬に通知する。
- ④ その他 提出された書類は返却しないこと。
- ⑤ 審査基準

区分	評価項目	評価の視点	指標	配点				
組織評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高等	1	2	3	4	5
	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数等	1	2	3	4	5
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似実務の実績	1	2	3	4	5
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体系か	資格及び専門分野の適応性等	1	2	3	4	5
	担当者審査	担当者の経験や実績等	経験年数、実績、当該業務に関連した資格、学識経験等	1	2	3	4	5

⑥ 事業者の選定

前項の審査項目ごとに、次表に定める評価基準に基づき1~5の段階による評価を行う。審査項目ごとの配点に、評価に対し得た点数が審査員の合計得点の2分の1(小数点切り捨て)を上回った者を参加要件に充足している者とし、企画提案書等の提出を要請する。

評価	評価基準
5	非常に優れている

4	優れている
3	標準的である
2	あまり評価できない
1	評価できないまたは記載なし

(2) 第2次審査

- ① 審査の対象者 第1次審査を合格した者
 ② 審査内容 次の項目について、審査基準に基づいて審査すること。

ア 企画提案書の内容

イ 見積金額の妥当性

(3) 審査基準

① 選定評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点				
企画提案内容評価	提案内容的確性	企画提案作成要領に基づいた企画提案がされているか	1	2	3	4	5
	業務の理解度	業務の理解度は十分か	1	2	3	4	5
	資料調達力	資料等が分かり易いか、誤字脱字が少ないか	1	2	3	4	5
	デザイン	見やすく工夫されているか	1	2	3	4	5
事業費評価	事業費評価	実務実施にかかる事業費	1	2	3	4	5
	(事業費評価参考金額)						
	5	… 契約上限金額(450,000円)の80%(360,000円)以下					
	4	… 契約上限金額(450,000円)の85%(382,500円)以下					
	3	… 契約上限金額(450,000円)の90%(405,000円)以下					
	2	… 契約上限金額(450,000円)の95%(427,500円)以下					
1	… 契約上限金額(450,000円)と同額である						

② 事業者の選定

前項の審査項目ごとに、次表に定める評価基準に基づき1～5の段階による評価を行う。審査項目ごとの配点に、評価に対し得た点数の合計点数(審査会の合計点数)の最も高い者を受託候補者とし、2番目に合計点数の高い者を次点者として選定する。

受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな受託候補者とする。

評価	評価基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	標準的である
2	あまり評価できない
1	評価できないまたは記載なし

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

(5) 審査結果

令和2年5月下旬に通知する。

審査を受けたすべての提案者に通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

7. 契約の締結

- (1) 随意契約相手方候補者特定後、当該候補者に改めて見積書を提出させること。
- (2) 見積書提出後、必要な手続きを経た後、当該候補者に対し、文書にて契約締結の通知をすること。

8. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、企画提案書は、申出により返還する。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの企画提案方式にかかる審査以外には利用しない。
- (4) 本会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

9. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本企画提案方式による随意契約を実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本企画提案方式に要した費用を本会に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を担当課あてに提出すること。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本会が必要と認める場合には、本会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 提案者は、企画提案方式による随意契約の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10. スケジュール

公募開始（参加依頼者への通知、本会ホームページに掲載）	令和2年4月6日（月）
質問受付締切	令和2年4月20日（月）正午
質問書回答	令和2年4月27日（月）
参加表明書受付締切り	令和2年5月15日（金）正午
企画提案書等の提出締切り	令和2年5月15日（金）正午
審査会	令和2年5月下旬
審査結果通知	令和2年5月下旬
契約締結	令和2年6月1日（月）

11. 問合せ先（担当）

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 地域福祉課 担当 高宮

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町12-34 さざなみタウンながはま文化福祉プラザ3階

電話番号 0749-62-1804

FAX番号 0749-64-2240